

第3回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 平成25年8月20日(火) 15:30~17:00

場所 市役所本庁舎 4階第3会議室

— 次 第 —

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

- ① 自治基本条例の見直しについて【資料1】
- ② 市民活動フェスタの実行委員の選出について【資料2】
- ③ 先進的活動団体との勉強会について【資料3】

(2) その他

- ① 次回日程 月 日 ()

4 そ の 他

5 閉 会



第3回鳥取市市民自治推進委員会

配付資料一覧

【H25. 8. 20（火）】

| 資料番号 | 資料のタイトル |
|------|----------------------|
| | 次第、25年度活動計画 |
| 資料1 | 鳥取市自治基本条例見直しについて |
| 資料2 | 市民活動フェスタの実行委員の選出について |
| 資料3 | 先進的活動団体との勉強会について |

平成25年度の活動計画

年間のスケジュール

| 回数 | 時 期 | 主な審議事項等 |
|----|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1回 | 4月30日 | <ul style="list-style-type: none"> ○委嘱状の交付、委員長の選出、市民自治推進委員会の役割、自治基本条例の説明など ○今年度の市民自治推進委員会の活動計画について ○市民活動表彰の審査基準について ○フォーラムのあり方について（実施体制等の審議） |
| 2回 | 6月下旬 | <ul style="list-style-type: none"> ○市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査（申請団体のプレゼンテーション） ○先進的活動団体との勉強会について ○市民活動フェスタの実行委員の選出について |
| 3回 | 7～8月 | <ul style="list-style-type: none"> ○自治基本条例の説明（総務課法制担当者による（案）） ○先進的活動団体との勉強会について （○視察研修について） |
| 4回 | 9～10月 | <ul style="list-style-type: none"> ○市民活動表彰被表彰者の審査 |
| 5回 | 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ○委員会活動報告書の策定についての検討 |
| 6回 | 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ○今年度の活動の総括 ○委員会活動報告書の策定 ○来年度活動方針、計画等の検討 |

鳥取市自治基本条例見直しについて

1 経過

平成20年10月1日に施行し、本市のまちづくりを行うための基本ルールと位置付ける「鳥取市自治基本条例」について、条例第29条の規定に基づき、条例施行日から4年を超えない期間とされる昨年9月に、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものであるかどうかを検討していただくことを目的として、市長から鳥取市市民自治推進委員会へ諮問が行われました。

諮問を受け、第5回から第11回まで計7回の委員会を開催し、条例の見直しについて検討を行い、平成25年3月21日に「鳥取市自治基本条例の見直しに係る答申書」を市長へ提出しました。

これを受け、市は対応方針（案）を4月に作成し、3月末で任期満了となった前市民自治推進委員会委員へこの（案）についてのご意見を伺い、危機管理の項目についてしっかり改正できれば、対応方針（案）で構わない旨の回答をいただきました。

これを踏まえ、平成25年8月7日の協働のまちづくり推進本部で協議し、自治基本条例見直しの市の方針として、「危機管理条例を追加」することを決定しました。

見直しに関する審議経過

| 日付 | 内容 |
|------------|--------------------------------------|
| 24年9月28日 | 条例見直しの要否について市民自治推進委員会に諮問 |
| 24年10月から2月 | 市民自治推進委員会において審議（7回） |
| 25年3月21日 | 条例見直しについて市民自治推進委員会から答申 |
| 25年4月 | 対応方針（案）作成 前市民自治推進委員へ意見聴取 |
| 25年4月23日 | 市議会及び報道機関へ答申書を資料提供 |
| 25年4月から5月 | 答申内容について対応方針検討 |
| 25年6月から7月 | 素案の検討 |
| 25年8月7日 | 協働のまちづくり推進本部において見直し方針決定 ※「危機管理条例の追加」 |
| 25年8月20日 | 総務企画委員会にて説明 |

2 見直し素案について

「危機管理」条項の追加について

答申書でも、東日本大震災以降、「危機管理」に対する市民の関心や意識の高さを考慮し、現状にあった条項の追加の必要性等について検討していくべきであることが述べられています。

本市としても、市民の安全・安心な暮らしを守るため、市民と行政の役割を明確にする新たな規定の追加が必要と考えるに至り、見直しについての対応方針をまとめたところです。

以下に、答申書において市民自治推進委員会が「**自助、共助、公助**」の理念を踏まえてあくまで参考として提案された見直し案を提示させていただきます。

(危機管理)

第〇〇条

- 1 市は、市民の生命、財産を災害から守るため、災害に強い都市構造の整備及び行政の災害対応力の向上、並びに市民の災害対応力の向上に努めます。
- 2 市長は、災害等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めます。
- 3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、地域において相互に助け合えるよう連携及び協力体制の整備に努めます。

また、条例の構成及び条文等については、市民自治推進委員会で提案された上記見直し案をもとに検討を行い、新たに『危機管理』の章を設け、第24条として次の条文を追加することとしました。

(素案)

第7章 危機管理

(危機管理)

第24条

- 1 市は、市民の生命、身体及び財産を災害その他の不測の事態（以下「災害等」という。）から守るため、災害等に強いまちづくり並びに行政及び市民の災害対応力の向上に努めます。
- 2 市長は、災害等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めます。
- 3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、地域において相互に助け合えるよう連携及び協力体制の整備に努めます。

【解説案】

この条では、本市の危機管理についての基本的な考え方について規定しています。近年国内で発生した災害等を教訓に、市民の安全・安心な暮らしを守るため、自然災害等の不測の事態に備えて、自治体における危機管理体制の整備を充実強化することが求められています。

本市においてもその姿勢をより明確にするため、地域防災計画の見直しがなされたこの時期を捉えて、本条例の中に位置付けるものです。

第1項では、市が、市民を災害等から守り、安全・安心なまちづくりを進めるという防災の目的を達成することに努めることとしています。

第2項では、市長が、災害時に的確に対応するための危機管理体制等を整備し、市民生活の安全確保に努めることとしています。

第3項では、市民自らが、災害等に備えるとともに、身近な地域の中で助け合えるよう、日頃から相互の信頼関係を築いていけるよう努めることとしています。

ここでいう「災害等」とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす災害、事件、事故（自然災害・武力攻撃事態・テロ等）及び市民生活に重大な被害を及ぼす事案（感染症・環境汚染・大規模食中毒・公共施設での事件、事故・異常湧水等）を指しています。

3 今後のスケジュール

| 時期 | 検討内容 |
|-------------|-------------------------------|
| 25年8月20日 | 見直し素案作成を市自治推進委員会へ協議 |
| 25年9月5日～24日 | パブリックコメント |
| 25年10月 | パブリックコメントを踏まえた素案を市民自治推進委員会で審議 |
| 25年11月 | 最終案作成 |
| 25年12月 | 議会に条例案提出・議決 |
| 26年1月～3月 | 周知期間 |
| 26年4月 | 条例施行 |

2013市民活動フェスタ in とっとり

第1回実行委員会

日 時 平成25年8月5日(月)
午後1時30分～
場 所 市民活動拠点アクティブとっとり会議室

1 開 会

2 実行委員紹介

3 協議事項

- (1) 実行委員長の選任について
- (2) 市民活動フェスタの内容について(案)
- (3) その他

4 その他

5 閉 会

次回実行委員会 月 日() :

先進的活動団体との勉強会について～住民自治の推進

1. 勉強会の目的

参画と協働のまちづくりの推進に寄与するため、先進的な活動団体の活動事例を学び、鳥取市への施策提言に役立てる。

2. 候補となる団体

- (1) 市民活動団体
- (2) まちづくり協議会
- (3) 地縁組織
- (4) NPO
- (5) 地区公民館

3 考えられるテーマ

- (1) 住民自治の活動に関すること

例：地縁組織の活動など

- (2) 市民活動団体・NPO等の活動に関すること

例：行政提案型協働事業など

4 昨年度の勉強会について

- (1) まちづくり協議会との意見交換

- ①いなば西郷むらづくり協議会

【主な事業内容】ぎゃらりーあっちこっち、倉吉西郷交流事業など

- ②ほっと大正まちづくり協議会

【主な事業内容】安全安心な地域づくり（防災等への取り組み）など